

## 境港市議会議長交際費の支出に関する要綱

(趣旨)

第1条 境港市議会議長交際費(以下「議長交際費」という。)の適正かつ公正な執行を図るため、その支出について基準を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、境港市議会議長が、市議会を代表し、その活動を行う上で特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(支出の相手方)

第3条 議長交際費を支出できる相手方は次に掲げる者とする。

- (1) 市及び市議会の活動と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 市議会が良好かつ円滑な関係を維持する必要がある者
- (3) 市議会又は市政において顕著な功績があった者
- (4) その他議長が特に必要と認める者

(支出及び区分等)

第4条 議長交際費については、その相手方、趣旨、内容、金額が社会通念上妥当と認められる範囲内において支出できるものとする。その支出に当たっては、必要最小限度に努めるものとし、区分等については別表のとおりとする。

(要綱の見直し)

第5条 この要綱は社会経済情勢の変化等に応じ適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、議長交際費の支出に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	内 容		金 額 (単位:円)	その他 対 応	備 考		
御祝	祝賀	叙勲、就任等	相当額				
		竣工式、除幕式等		祝品			
		全国大会等		記念品等			
		その他議長が特に必要と認めるもの			別途協議		
弔慰	香料・ 供花等	国会議員	現職 本人	10,000			
			元職 本人	10,000			
		県議会議員	現職 本人	10,000			
			元職 本人	※10,000		※出席依頼があったとき	
		市議会議員	現職 本人		生花		
			元職 本人	※10,000		※出席依頼があったとき	
		近隣市町村議員	現職 本人(議長)	10,000			
			現職 本人	※10,000		※出席依頼があったとき	
			元職 本人	※10,000		※出席依頼があったとき	
		市長	現職 本人		生花	香料(別途協議)	
		副市長・教育長	現職 本人		生花		
		近隣市町村長	現職 本人	10,000			
			元職 本人	※10,000		※出席依頼があったとき	
		近隣副市町村長・教育長	現職 本人	10,000			
		自治連合会長	現職 本人	10,000			
		商工会議所会頭	現職 本人		生花		
		特別功労者	本人	10,000	生花		
功労者	本人	10,000					
	その他議長が特に必要と認めるもの				別途協議		
その他	激励金	全国大会等出場者		10,000			
		青年海外協力隊		5,000			
		諸外国スポーツ交流員		5,000			
	広告料	新聞社		相当額		定期的なものに限定	
		建設政経新報		相当額			
		肢体不自由児(者)		5,000			
		県人会	東京、関西		10,000		
	それ以外				※記念品等	※出席依頼があったとき	
	協賛金	日本書道展等			祝品		
	その他	会議、懇談会等	会費制	相当額			
			来賓		祝品		
		公用名刺等			相当額		
		その他議長が特に必要と認めるもの					別途協議

◎金額は限度額(消費税額、振込手数料等を除く)